

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地方税法第 20 条の 11 に基づく税務署の調査協力についての対応改善

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険料の滞納処分に必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第 20 条の 11 に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。

具体的な支障事例

国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第 20 条の 11 により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」（平成9年3月 21 日）（国税庁長官・自治事務次官）の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第 20 条の 11 の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。

根拠法令等

国民健康保険法第 79 条の 2
地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
地方税法第 20 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市

○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。
また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課（国民健康保険料）であることを理由に

協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。

○国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、国税徴収法第 146 条の 2 により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第 22 条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。

○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

各府省からの第 1 次回答

市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。

しかしながら、税務署の職員には、国税通則法第 127 条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。

なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、国税徴収法第 146 条の 2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法 79 条の 2 の規定において地方自治法 231 条の 3 第 3 項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができるとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国民健康保険料も国民健康保険税も国民健康保険事業に要する費用に充てるものである点で同様のものであつて(国民健康保険法第 76 条第 1 項及び地方税法第 703 条の 4 第 1 項参照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納処分のための調査に差異はないと考える。国民健康保険税の場合は、法令に基づいて滞納処分のための調査をした際、税務署等から情報提供される。そうであるならば、国民健康保険料についても、同様に税務署に対して資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、と考えている。

仮に国税通則法第 127 条が定める守秘義務により、国民健康保険料のための情報提供が困難とするならば、国民健康保険税については、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料でも情報提供に応じる税務署もあるところ、このような税務署においては、国民健康保険税の場合と同様の理由で情報提供をしているものと考えられる。なお、回答の中で、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することや、同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで滞納処分を円滑に進めることができるとの意見があるところ、これは市税と国民健康保険料を同時に滞納していることが前提となるものである。今回の提案は、国民健康保険料のみの滞納者も多数存在することから、求めているものである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、同情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的情報である取引先事業者名及び所在地や、不動産の貸付先の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納整理事務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする税務情報を閲覧することが不可欠である。

なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴税吏員の事務に相当する事務を行うものであり、地方税法上の守秘義務をも課されていると解すべきであるから、個人情報の漏え

い等の問題は生じないと考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することができる。

特に、国民健康保険料の滞納処分に必要とする情報を市町村が保有していない場合については、税務署に協力を依頼することが考えられる。

ただし、国税徴収法第146条の2の規定については、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課すものではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないため、協力要請に応じるか否かは、その官公署がその行政目的を踏まえ、個々に判断することになる。

この点、税務署の職員には、国税通則法第127条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されている。その趣旨は、申告納税制度の下で税務の執行を行うためには、納税者の信頼と協力を得ることが必要であり、税務職員が知りえた秘密を漏らすとすれば、納税者の税務官署に対する信頼を失うことになり、税務行政の適正な運営を損なうことになるためである。

このため、国税当局では、他の行政機関からの情報提供要請に対しては、情報提供により税務行政に与える影響と、情報提供により得られる公益とを勘案し、前者の影響が少なく、後者の影響が大きい場合に限って、情報提供を行ってきたところである。本件提案に関しては、情報提供により得られる公益について、税目的で情報提供する場合のように、十分に納税者等の理解が得られると判断できる状況にないため、情報提供に応じることは困難である。

なお、税務署の保有する多くの情報については市町村に提供しているため、滞納者の財産情報等については、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」(平成19年3月27日総務省自治税務局企画課長通知)を踏まえつつ、徴収対策をより効率的かつ効果的に行う観点から、市町村内において連携を図ることが重要である。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができるとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定) 記載内容

6【財務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192)

国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号	59	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
------	----	------	--------------	------	------

提案事項(事項名)

中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例

【支障】

近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成 27 年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。

【改正の必要性】

反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

—

根拠法令等

中小企業等協同組合法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県

○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。
○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。

○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えます。

○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

各府省からの第1次回答

【警察庁】

警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。

なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。

【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。

また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。

引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」を成すにあたり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じ

る必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【財務省】

（2）中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号 156 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。
また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。

具体的な支障事例

死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。
また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条及び第 12 条の 3。住民基本台帳事務処理要領第 2-4-(1)-①-ア-（カ）及び第 2-4-(3)-①-ア

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市

○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査してできる限り最小限に抑えていただきたい。
○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、

通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。

○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。

○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。

○当市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。

そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。

○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。

○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。

このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。

○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。

○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。

○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。

【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】

単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。

そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。

このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引続き要請を行っていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を引続き行ってくださいますようお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に住民票の除票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化してくださいますようお願いいたします。

○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意

事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【所沢市】

保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各省庁から引き続きの要請をお願いしたい。

【江戸川区】

窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きぬよう、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必要無いこと」を更に周知徹底するべきと考える。

また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【個人番号記載の住民票の取扱い】

○ 内閣府（番号制度担当室）において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。

○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。

【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】

○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。

○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。

○ 内閣府（番号制度担当室）において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。

○ 内閣府（番号制度担当室）及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確認できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。

【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】

○ 内閣府（番号制度担当室）において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。

○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。

○ 内閣府（番号制度担当室）及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 法令上、生命保険契約等の一時金の支払調書を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号関係事務実施者として、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナンバーの提供を求めた上で、当該マイナンバーを支払調書に記載していただくこととなる。
- 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。
- 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に対して提供を求める必要があることを踏まえると、一次回答のとおり、保険契約者のマイナンバーは、本来、生前に入手しておくべきものであると考えている。
保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていられることから、今後とも、関係省庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請していきたい。
- また、税法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係省庁と協議、検討したい。
- これらの対応がとられることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものと考えている。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【財務省】

（4）所得税法（昭40法33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法225条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府及び金融庁）

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉法第 2 条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

平成 27 年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が 50%減額(10 年間)されることとなった。

減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成 26 年 9 月 12 日付厚生労働省医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記 1-2 の 2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。

【支障事例】

介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。

平成 28 年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策を実施することとなっている。対象施設に、介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることで、都市部における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。

根拠法令等

・国有財産特別措置法第 3 条

- ・社会福祉法第2条
- ・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

米沢市、練馬区、川崎市、田原市

○平成28年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。
看護小規模多機能型居宅介護は、当団体の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸付料減額の仕組みは必要であると思料する。

各府省からの第1次回答

財政法第9条は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない」としており、国有地の減額貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は限定的に解すべきと考えております。

例外規定として、国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）第3条において、減額貸付のできる事例は限定列举されております。

介護保険法施行規則に基づき、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所については、ご指摘のとおり、特措法第3条第1項一号ロ「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。

また、「介護老人保健施設」につきましても、特措法同条に規定する「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。

なお、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設」であれば、減額貸付の対象となります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に組み合わせることによって医療ニーズの高い利用者の在宅介護・療養生活を包括的に支えるサービスである。後期高齢者の増加に伴い、看護と介護のニーズを併せ持つ重度の要介護者に対応するために有効なサービスと考えている。

しかし、現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護のみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた途端に減額貸付の対象外とするもので、要介護者に看護と介護を連携させたサービスの提供を目指す方向に相反する。

低所得者が第二種社会福祉事業（無料低額介護老人保健施設利用事業）を実施する介護老人保健施設を利用する場合、利用者負担減免分が施設側負担となる。一方で、低所得者が第二種社会福祉事業を実施しない介護老人保健施設を利用する場合であっても、介護保険制度（補足給付）及び生活保護制度（介護扶助）により介護老人保健施設を利用する場合は、利用者には負担軽減（生活保護受給者は実質負担なし（多床室の場合））、施設側には負担軽減相当額の給付がなされることにより、利用可能である。この点からも、第二種社会福祉事業の実施の有無により取扱いを異にするのは不合理である。

国を挙げて「一億総活躍社会の実現」「介護離職ゼロ」を目指す中、在宅介護・療養生活を支える施設・事業所の整備は急務であり、上記2施設についても依然としてニーズは高いことから、財政法第9条及び国有財産特措法第3条に基づく減額貸付の対象とするように、関係法令を改正いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【練馬区】

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と支援事業に掲げられている小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスであり、提供されるサービスは共通のものが多く、利用者層もほぼ同じである。

平成30年8月3日開催の関係府省ヒアリングによると、減額に係る国の解釈は、減額対象である福祉制度の事業に、対象外である医療制度の事業が付加された場合、全体としては減額対象外になるということを論拠としていたが、対象事業が包含される事業が、他事業が付加されていることのみをもって対象外になるという結論

は、「介護離職ゼロ」の実現に向け介護施設整備を促進するという、減額貸付制度の趣旨にも反するものと思料する。
看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各区市町村がこれに呼応して整備に取り組んでいるにも関わらず、当該法解釈のみをもって減額の対象外とすることに合理性を見いだせない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るもののみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた途端に減額貸付の対象外とするもので、要介護者に看護と介護を連携させたサービス提供を目指す方向に相反する仕組みとなっているのではないか。
- 看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係る部分に相当する面積を減額貸付の対象とすることが可能と解されるのであれば、対象とする要件を含め、通知で明確にすべきではないか。
- 平成 27 年 12 月 21 日付け財理第 4997 号「介護保険整備に係る国有地の有効活用について」の通達において、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設」の範囲について、通達上より明確にする必要があるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

財政法第 9 条第 1 項は、国の財産は法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないと規定しており、この場合の適正な対価とは、時価を意味するものと解されています。したがって、時価を徴しない減額貸付は、法律に根拠がある場合に限り認められているところです。この例外規定として、国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）第 3 条において、減額貸付のできる事例は限定列举されております。介護保険法施行規則に基づき、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所については、これまで、特措法第 3 条第 1 項一号ロ「社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉事業施設」という。）」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難と整理してまいりました。

これは、小規模多機能型居宅介護事業は、社会福祉事業施設に該当し、減額貸付の対象となる一方で、訪問看護は該当せず、また看護小規模多機能型居宅介護は複合型サービスであるため、施設全体について明確に減額貸付部分と時価貸付部分を線引きすることが困難であったとの理由からです。

今回のご提案を受け、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものについて、社会福祉事業施設に該当するものとして減額の対象となりうるか改めて検討してまいります。

また、介護老人保健施設につきましては、社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号に規定する「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業」に該当する場合、減額貸付の対象となります。当該事業については、事業対象者が取扱い所者数の 10% 以上であること、通所介護又は通所リハビリテーション事業を実施すること、家族相談室等を設け相談員を設置すること等の厚生労働省が示している全ての基準を満たすことが要件とされています。

なお、当該基準については、社援発第 1277 号老発第 275 号平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知で周知しているところですが、今回のご提案を受け、地方公共団体等に対する周知方法について改めて検討してまいります。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【財務省】

（3）社会福祉法（昭 26 法 45）及び国有財産特別措置法（昭 27 法 219）

介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。

・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

（関係府省：厚生労働省）

・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

（関係府省：厚生労働省）

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。
書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。
また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。

根拠法令等

- ・健康保険法施行規則第 98 条の 2
- ・国民健康保険法施行規則第 27 条の 12 の 2
- ・児童福祉法第 19 条の 3 第 7 項
- ・児童福祉法施行規則第 7 条の 22
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 25 条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号及び別表第二の 9 の項及び 119 の項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市

○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。

事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。

明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。

○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。

特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。

○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。

所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。

○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。

照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。

○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。

○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。

○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながるとうい。

○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。

書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。

しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。

○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。

○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。

各府省からの第1次回答

【内閣府、総務省】

まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。

そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市としては、現行の保険者照会の事務手続きについては、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対処していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、

・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。

【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】

○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、

・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

【内閣府、総務省】

厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

申請者の所得区分情報を情報連携により取得する場合の事務フローを精査したところ、地方公共団体及び各保険者においてシステム改修を行う必要があるだけでなく、各保険者における中間サーバーへの所得区分情報の事前登録に要する事務負担が増大することや、一部の事務については、従来どおり郵送による連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を並行して行うことによりかえって事務が繁雑になること等の課題が懸念されているところ。

これらを踏まえ、地方公共団体及び保険者における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応も含め、関係部局で協力しながら検討を行う。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【財務省】

（5）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及

び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。
(関係府省:内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号	304	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
------	-----	------	--------------	------	------------

提案事項(事項名)

国有地の無償貸付における要件緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

国有地の無償貸付による自治体での活用にあたり、利益を得る行為が制限されていることから、PPP 等官民連携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。

具体的な支障事例

国有地の無償貸付による自治体での活用を検討するにあたり、国有財産法において利益を得る行為が制限されている。
このため、現行の規定で利用計画の検討を行った場合、維持管理経費程度の収益は認められるようではあるが、それ以外の収益(例えば初期投資相当額など)が困難となることから、官民連携事業の推進に支障を来す可能性が高い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国有地の利用方法の選択肢が増えることで、より住民ニーズに合った利用計画策定の検討を進めることができる。

根拠法令等

国有財産法第 22 条第 1 項及び第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、松戸市、北九州市

○現在国有地の無償貸付を受けている都市公園において、区画整理事業と一体となった再整備を計画。現在の国有地無償貸付契約においては、市や第三者が営利を目的とする公園施設を設置することは認められていない。一方で、都市公園法において第三者に公園施設を設置・管理させることが認められている他、平成 29 年の同法の改正により、収益を公園施設の整備に還元することを条件に民間事業者が公園内に収益施設を設置することができる制度が創設されたところ。本市では、都市公園法により認められている諸制度を活用し、民間事業者と連携して公園再整備を行うことを検討しているが、貸付元の財務事務所に確認したところ、営利目的の施設を設置する場合は通達により有償貸付になる旨の回答があった。より魅力的な公園へと効果的に再整備するためには民間事業者との連携が不可欠であるが、国有財産法の規定により民間事業者との連携が妨げられてしまうと公園のみならず周辺地域のまちづくりに与える影響も大きいため、官民連携による利益を得る行為が可能となるよう制度改正を求める。

○本市においても、市内の国有地について国と管理受託契約を結び、各種イベントや駐車場、スポーツ等で利用している土地があるが、利益を得てはならない規定となっていることから、利用料収入が維持管理費用を超えない範囲でのみ貸出や活用を行っている状況である。このため、現在の契約下においては、利用料収入の大幅増に結び付く更なる活用を図ることが難しい状況となっている。

各府省からの第1次回答

財政法第9条は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない」としており、国有地の無償貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は限定的に解すべきと考えております。

例外規定として、国有財産法第22条等において、無償貸付のできる事例は限定されております。また、同条第2項において「無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益を上げる場合には、行うことができない」と定められています。同条により、国有地の無償貸付は、公共性及び公益性が著しく強い場合に限られ、国から無償貸付を受けた施設が営利目的に供され又は利益をあげる場合は、無償貸付の本旨を逸脱することとなるため、原則的には認められません。

同条第2項は、地方公共団体が管理費、修繕費等の当該施設の維持に必要な費用を賄う程度の使用料、入場料等を徴収しても必ずしも当該施設の経営が営利を目的とするものとはならないと解されております。また、ある期間において、地方公共団体がある施設の経営からあげた収入が、たまたま当該施設の維持管理費用を超えても、それだけでは当該施設の経営が利益をあげる場合に該当すると解する必要はなく、相当期間にわたって経常的に相当の額の利益をあげ、これが一般財政上の財源となるような場合等無償貸付の趣旨に反する程度に至った場合に、初めて当該施設の経営が利益をあげる場合に該当するものと考えべきと解されております。

したがって、まずは各自治体において具体的にどのような官民連携事業の推進を念頭におかれているのか、各財務局財務事務所に個別具体的にご相談いただければと思います。

次に、国有地の管理委託については、国有財産法第26条の2に規定があり、暫定的に一般公衆の利用に供するため管理を委託しているものであり、特定の受託者に収益をあげさせることを目的としたものではありません。しかしながら、法律上も管理の目的を妨げない限度において、使用または収益することは認められており、仮に毎年度の期間において収益の額が管理費用を著しく超えた場合は、同条第4項において、その超過分を「国に納付しなければならない」とされております。したがって、利用料収入の大幅増に結び付く更なる活用を妨げているものではありません。まずは、具体的な活用方法等を各財務局財務事務所に相談いただきたいと思います。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

官民連携事業において初期投資相当額を後年度の利用料などにより回収する場合（いわゆる民設、民営）における「相当期間にわたって経常的に相当の額の利益をあげ、これが一般財政上の財源となるような場合等」の判断に当たっては、官民連携事業の推進における総合的な状況を踏まえ、今後具体的な事案に応じた活用方法等の相談をお願いしたいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

—

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

—